

簡易公募型競争入札方式に準じた手続による手続開始の掲示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成 30 年 6 月 1 日 (金)

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 西村 志郎

1 業務概要

- (1) 業務名 大和川左岸（三宝）地区 平成 30 年度画地確定測量（計算）他測量（電子入札対象案件）
- (2) 業務内容 主な業務内容は以下のとおりである。
大和川左岸（三宝）土地区画整理事業における
 - ① 3 級基準点測量 3 点
 - ② 完成平面測量 0.1ha
 - ③ 街区確定測量（中心点及び街区点杭打ち） 10 点
 - ④画地確定測量（計算） 300 画地
- (3) 履行期間 平成 30 年 7 月中旬（契約締結日の翌日）～平成 31 年 8 月 31 日（予定）
- (4) 本業務は業務成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は、将来、業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。
- (5) 本業務においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う（ファイル容量及び種類によっては電子入札システムで資料を提出できないことがある。この場合、以下に示す提出方法及び提出期限を厳守の上、資料を提出すること。）。
なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる（様式は当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできるので、申請書提出期限までに下記 3 (1) ②へ様式 1 及び 2 を提出すること。)。

2 指名されるために必要な要件

- (1) 入札参加者に要求される資格
 - ① 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条（契約を締結する能力を有しないもの又は破産者で復建を得ていない者）及び第 332 条（当機構から取引停止措置を受け、その後 2 年間を経過しない者）の規定に該当する者でないこと。
 - ② 当機構関西地区における平成 29・30 年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格を有している者で、業種区分「測量」に係る競争参加資格の認定を受けている者であること。
 - ③ 平成 20 年度以降（平成 20 年 4 月 1 日から参加表明書提出日まで）に受注し、業務完了（下請け受注による業務の実績は含まない。）した「同種業務」又は「類似業務」の実績が 1 件以上ある者であること。
 - ・同種業務：国、地方公共団体、地方住宅供給公社、土地開発公社又は独立行政法人都市再生機構（前身の法人を含む）において発注された次の測量業務。
 - ・土地区画整理事業に係る測量業務

- ・類似業務：①国、地方公共団体、地方住宅供給公社、土地開発公社又は独立行政法人都市再生機構（前身の法人を含む）において発注された次の測量業務。
 - ・新住宅市街地開発事業に係る測量業務
 - ・都市計画法第 29 条の開発行為による測量業務
- ②上記の同種業務に規定された発注機関以外の機関が発注した次の何れかの測量業務。
 - ・土地区画整理事業に係る測量業務
 - ・都市計画法第 29 条の開発行為による測量業務

なお、上記③の実績があると認められない場合は選定しない。

- ④ 参加表明書の提出期限から開札の時までの期間に、当機構西日本支社長から本業務の履行場所を含む区域を対象区域とする指名停止を受けていない者であること。
 - ⑤ 当機構関西地区に、技術者が 1 名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有する者であること。
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）。
- (2) 配置予定主任技術者については、次の①から③までに掲げる条件を全て満たす者であること。
- ① 平成 20 年度以降（平成 20 年 4 月 1 日から参加表明書提出日まで）に受注し、業務完了（下請受注による業務の実績は含まない。）した上記(1)③に記載する「同種業務」又は「類似業務」において主任技術者としての実績が 1 件以上ある者であること。
 - ② 下記の資格を有し登録を行っている者であること。
 - ・測量士
 - ③ 参加表明書の提出期限日時点において参加表明者と直接的な雇用関係がある者であること。なお、前述の雇用関係が無いことが判明した場合、「虚偽の記載」として取り扱う。
- (3) 入札参加者を選定するための基準
- 選定に係る評価基準は入札説明書に記載のとおりとし、評価点の合計が高いものから原則 10 者を選定する。また、評価点の合計が高いものから選定して同点により 10 者以上となった場合は、当該者全てを選定するものとする。
- 参加表明者が 10 者に満たない場合は表明者数とする。なお、参加表明者が 10 者に満たない場合でも、評価基準において非選定とする場合に該当した参加表明者は選定しない。

3 入札手続等

(1) 担当部署

- ① 公募条件及び積算について
〒590-0906 堺市堺区三宝町四丁 274 番地 2
独立行政法人都市再生機構西日本支社 堺都市再生事務所 事業計画課
電話 072-282-7722
- ② 入札手続について

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部契約課
電話 06-6969-9970

※ 問合せ及び受付は、土曜日、日曜日、祝日及び平日の正午から午後1時の間を除く日時とする（以下、本稿において同じ。）。

(2) 入札説明書等の交付期間及び入手方法

平成30年6月1日から平成30年7月11日までに当機構ホームページからダウンロードすること。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、2(1)②に掲げる競争参加資格の認定を受けている者とする。

なお、参加表明書を提出す時において、当該資格の認定を受けていない者については、入札説明書に示すところに従い参加表明書を提出することができる。

(4) 参加表明書の提出方法並びに提出期間及び場所

① 提出方法： 参加表明書は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、紙入札を希望する場合は、必ず発注者の承諾を得て、下記提出場所に内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない(必ず事前予約を行うこと)。

② 提出期間： (電子入札システムによる場合)

平成30年6月4日(月)から平成30年6月15日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
(紙入札による場合)

平成30年6月4日(月)から平成30年6月15日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

③ 提出場所： (電子入札システムによる場合) 上記3(1)②に同じ。

(紙入札による場合) 上記3(1)①に同じ。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

① 入札の締切日時及び入札書の提出方法

締切日時： 平成30年7月11日(水) 正午

提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、3(1)②に郵送(書留郵便により締切日時に必着)すること。持参又は電送によるものは受け付けない。

② 開札の日時及び場所

日時： 平成30年7月12日(木)

場所： 〒536-8850 大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部契約課

※ 開札時間は、指名通知に併せて通知する。

(6) 当該業務において、入札に参加する者が関係法人1者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 納付(請負代金額の10分の1以上)。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工

事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(2) 入札の無効

本揭示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程（平成 16 年独立行政法人都市再生機構規程第 4 号）第 52 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無 無

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 配置予定管理技術者の手持業務の提出

落札者は、業務請負契約書の締結時に配置予定管理技術者の手持業務を提出する。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1)に同じ。

(8) 詳細は入札説明書による。

(9) 当機構関西地区とは、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、福井県、岡山県、広島県、鳥取県、島根県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県をいう。

(10) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされているところ。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、御了知願います。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること。

ロ 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構 O B）の人数、職

- 名及び当機構における最終職名
- ロ 当機構との間の取引高
- ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨
- ③ 当方に提供していただく情報
 - イ 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 - ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- ④ 公表日
 - 契約締結日の翌日から起算して72日以内

以 上

※ お車でのご来場は、周辺道路の交通停滞を招く恐れがありますので固くお断り申し上げます。